解散公告（第三回）

当組合は平成二十九年三月三十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四一一番地
（吉見町役場内）
西吉見南部土地区画整理組合
清算人代表　平田　進

解散公告（第三回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
岐阜県飛騨市神岡町船津一九九〇番地の一
宗教法人御嶽教船津教会
清算人　小野　優子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
大阪府吹田市江坂町一丁目一四番二二号
大阪府電設工業厚生年金基金
代表清算人　寺脇　康祐

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
広島市安佐北区三入五丁目八番四一―一号
上町屋光洋区自治会
代表清算人　木戸　良二

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年三月十三日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号
清算法人土佐山田町鏡野川土地改良区
清算人代表　高芝　利清

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
熊本県熊本市北区植木町円台寺一〇五五番地
宗教法人円台寺
清算人　赤松　雅隆

配当公告

宮城県石巻市水明北一丁目一番四〇号
破産者　ダイトクハウス株式会社
右の者に対する仙台地方裁判所石巻支部平成九年（フ）第一二五号破産事件の追加配当を行なうので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一九〇、七七六、五三三円

二、配当することのできる金額
一般債権　金三、九〇六、三九六円

平成二十九年四月二十八日
仙台市青葉区大町二丁目一〇―一四―六〇一
破産管財人　中村　彰二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市上町一一五番地、最後の住所岩手県花巻市材木町一三番一二号ロイヤルハイツ岳園Ⅱ号　被相続人　亡　清水　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根古寺前七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地
相続財産管理人　弁護士　森崎　信介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区千葉寺町一五番地、最後の住所千葉市中央区千葉寺町一五番地　被相続人　亡　花田洋一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
千葉中央ビル六階　きさらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南五丁目八二四番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南五丁目二〇番一号　被相続人　亡　石井　藤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市豊ケ丘二丁目三二番地三、最後の住所東京都西東京市柳沢六丁目九番二〇―二一二号　被相続人　亡　安達　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字和泉三六〇番地、最後の住所東京都中野区東中野一丁目三五番四―一〇三号　被相続人　亡　中林　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日
事務所東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　隆宏

第14期決算公告　平成29年4月28日

東京都品川区大崎１－６－１
ユニシティ・ジャパン株式会社
代表取締役
キム・クリストファー・ヒョンス

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	112
	固定資産	30
	資産合計	**142**
負債及び純資産の部	流動負債	142
	固定負債	24
	株主資本	△24
	資本金	10
	利益剰余金	△34
	その他利益剰余金	△34
	（うち当期純損失）	(0)
	負債・純資産合計	**142**